JASTPRO

2023年10月　第533号

目次

シングル ウィンドウの活用　②シングル ウィンドウの評価方法（その１）…… 1
シニア アドバイザー　渡邊 浩吉

経済安全保障における原産地規則の役割…… 13
～各論：米国の原産国決定事例～
主席研究員　今川　博

国連CEFACTプロジェクト紹介：…… 17
Critical Minerals Traceability and Sustainability
専門調査員　何 スカーレット

国連CEFACTからのお知らせ…… 19

一般財団法人　日本貿易関係手続簡易化協会

― JASTPRO広報誌電子版のご案内 ―

当協会ホームページにてJASTPRO広報誌をバックナンバーも含め電子版でご覧いただけます。

https://www.jastpro.org/pages/101/

― 国連CEFACT 日本委員会（JEC）ホームページのご案内 ―

JECホームページでは、国連CEFACTの成果物（勧告やエグゼクティブガイド等の日本語対訳版）や国連CEFACT及び日本委員会の組織概要や活動内容をご覧いただけます。

https://www.jec-jastpro.org/

シングル ウィンドウの活用　②シングル ウィンドウの評価方法（その１）

シニア アドバイザー 渡邊浩吉

２． SWAM（Single Window Assessment Methodology）

2-1. SWAM とは何か

シングル ウィンドウの定義や、目的、利点などは UN/CEFACT の勧告類で提言されている一方、多くの国で、シングル ウィンドウとして貿易関連のシステムが稼働している。それらのシステムがシングル ウィンドウに該当するかを外部から論評するのではなく、各国がそのシングル ウィンドウを自己評価し、あるべき姿に対して不足している機能や環境を把握した上で整備を行い、より高い水準のシングル ウィンドウを実現するためのツールを提供するものである。

SWAM は UN/CEFACT のシングル ウィンドウ ドメインが取りまとめたプロジェクトで、2023 年 8 月にホワイト・ペーパー[1]として発出された。

2-2. SWAM が発出された背景

（1）シングル ウィンドウを評価するための標準尺度の必要性

シングル ウィンドウの定義に係る 1.（1）項を参照願いたいが、重要な 5 つの要素を明示することで、シングルウインドウのあるべき姿がより明確になったとは言え、それでもその範囲、参加者、目的等において、国ごとにかなりの差があるのが現状である。

その背景には、各国固有の事情があることもさることながら、シングル ウィンドウの維持・運用を負託され、実態を良く把握している行政当局でも、その実態が世界の標準的なシングル ウィンドウに比して、どの程度のレベルにあるかを判断するための標準尺度がないことから、漠然としたイメージでしか捉えることができないことにも一因があると考えられる。

SWAM はこのような状況に対応して、単に標準尺度を列記するのではなく、それをシングル ウィンドウ運用・活用の現場に適用し、実態を調査するためのツールとなるような形で提供している。即ち、国情に合わせて加筆・修正することを前提としてではあるが、調査を行う時の具体的な質問票の形を採っているので、各国で調査要領を一から検討しなくても、これを使用して直ぐにでも調査に取り掛かれるような実践的な提案となっている。

SWAM は単に現有システムの評価のためだけでなく、新たにシングル ウィンドウ構築を計画中の国にとっても、あるいは改善のためのシステム設計・カスタマイズを予定する国にと

[1] https://unece.org/sites/default/files/2023-08/WhitePaper_SWAM_August2023.pdf　ホワイト・ペーパーは特定課題についての調査・分析結果を情宣し、ガイドする文書。勧告ほど規定的な性格は持たない。

っても、そのための開発要件の設定に大いに役にたつものとなる。

（2）貿易円滑化協定におけるシングル ウィンドウ構築努力義務

世界貿易機関（WTO）で採択され 2017 年に発行した貿易円滑化協定（TFA: Trade Facilitation Agreement）では、その 10.4 条で協定参加国はシングル ウィンドウを構築あるいは維持することに務めなければならない（10.4.1 Members shall endeavor to establish or maintain a single window）という努力義務が課された。

参加各国は貿易円滑化に関係する 8 つの項目を TFA 委員会に報告することになっているが、シングル ウィンドウの稼働状況の報告もその中の一項目として、入っている。（10.4.3 Members shall notify the Committee of the details of operation of the single window）

筆者が TFA のウェブサイトで、シングル ウィンドウの状況を報告している国をピックアップしたところ 97 ヵ国[2]に上っていた。努力義務ゆえ、あるいは「努力中」というような報告もあろうかと思うが、WTO の加盟国（現在 164 ヵ国）すべてが参加した貿易円滑化協定の中で、半数以上の国から報告を受けているのはかなりの割合と言える。関心の高さとも言えるが、97 ヵ国ともなると、そのシングル ウィンドウには特性や機能に相応のバラツキが生じるのは致し方のないことで、その平準化のためにも、各国が自国のシステムを客観的に評価できる手段を提供することには意味がある。

（3）相互比較や順位付けではなく、現有システム進化のための支援

97 ヵ国におけるバラツキといっても、自国のシングル ウィンドウのポジションを偏差値などで評価するということが意図されているわけではない。指標の一つとして、各項目の調査結果の数値化も提案されているが、あくまで自国のシステムのレベルを客観的な尺度に基づいて把握し、改善のためにどのような施策を打つべきかの策定に活用することを支援する一環としてである。

SWAM は、詳細にわたってシングル ウィンドウの成熟度を査定する仕組の必要性に対応するものだが、単に査定するだけでなく、チェック項目の構成により、欠けている部分がどこか、どのような補強をすれば自国のシングル ウィンドウが進化するかまで把握できるように配慮されている。

---

[2] Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil, Brunei, Bulgaria, Cambodia, Canada, Chile, China, Taiwan, Colombia, Congo, Costa Rica, Corte d'Ivoire, Croatia, Cuba, Cyprus, Czech, Denmark, Dominica, El Salvador, Estonia, EU, Finland, France, Georgia, Germany, Ghana, Grece, Guatemala, Honduras, Hong Kong, Hungary, Iceland, India, Indonesia, Ireland, Israel, Italy, Jamaica, Japan, Kazakhstan, Kenya, Korea, Kyrgyz, Laos, Latovia, Liberia, Liechtenstein, Lithuania, Luxemburg, Macao, Malaysia, Malta, Mauritius, Mexico, Montenegro, Morocco, Netherlands, New Zealand, Nicaragua, Nigeria, North Macedonia, Norway, Oman, Pakistan, Panama, Paraguay, Peru, Philippines, Poland, Portugal, Romania, Russia, Rwanda, Saudi Arabia, Senegal, Singapore, Slovak, Slovenia, Spain, Sweden, Switzerland, Tajikistan, Tanzania, Thailand, Togo, Tonga, Trinidad y Tobago, Turkey, Ukraine, UAE, UK, USA, Uruguay, Vietnam

（4）各国のシングル ウィンドウを連携するためには、相応のレベルの達成が必要

一国の貿易手続きだけでなく国境を越えた貿易全体をカバーするには各国のシングル ウィンドウを連携しなければならないが、連携しネットワークを構成するシングル ウィンドウであるためには、相応のレベルに達していることが必要となる。このためにも国際的なレベルに比して、自国のシングル ウィンドウがどの程度のところにあるのかの把握は各国にとって大変重要な問題となる。

より高いレベルのシングル ウィンドウを稼働させている国にとっても、ネットワークが構築されないことには、クロスボーダーでのデータ交換は成り立たないという事情がある。その意味から、SWAM はシングル ウィンドウの時々の現状を対象に行うものであり、自己評価は年一回、あるいは新しい機能を追加した時、その派生効果の計測なども含めて、何回も繰り返して行うことが肝要である。上記の数値化もどの程度高い水準が実現できたか、進捗状況を把握するための一つの指標となりえる。

2-3. SWAM 実施要領の概説

（1）SWAM の実施において焦点を当てるべき 3 本の柱

SWAM は、シングル ウィンドウの開発あるいは現有シングル ウィンドウの現状分析において、世界的なベストプラクティスや推奨事項に比して、どこまで現状がこれを充足しているかを自己評価し、将来如何なる改善をすべきかの施策を検討するためのガイドラインを提供するものだが、評価のプロセスにおいては次の 3 つの柱に焦点を当てることを示唆している。

① シングル ウィンドウをサポートするための制度的および法的枠組みの分析。

② シングル ウィンドウの開発と実装に使用される IT フレームワークが、Out of Date なものではないかも含め、利用環境における適性があるかの評価。

③ シングル ウィンドウ自体の、設計上ではなく実態としてのパフォーマンスと、利用者が業務上どの程度シングル ウィンドウと向き合って作業をしているか、シングル ウィンドウの業務関与度あるいは業務浸透度。

質問票の案文からも、上記のような実態に即した情報が入手できるような工夫がなされていることが分かる。

（2）SWAM を実施するにあたってのステージ

全体を俯瞰した計画を立てることが必要だが、調査の時系列的な段取りを、大まかに次の 2 つのステージに分けて整理するのが望ましいとしている。

① 先ずは自国のシングル ウィンドウに係るデータの収集と分析を行う。

② 次に収集されたデータはシングル ウィンドウの進化の中で、どのような段階を示しているかの査定と、それがその国において貿易円滑化に向けた状況改善に、どのように寄与しているかの観点からの計測を行う。

（３）SWAM 実施に当たっての受権組織(Authorized Body)

SWAM は、調査する対象が官民を含めて多岐に亘り、その活動の細部に及んで内部情報の開示を求める必要があるので、政府あるいは主導省庁から相応の権限を付与された「SWAM 受権組織」を形成しないと、実効性のある調査が難しいことを指摘している。

調査の対象とする関係行政当局の特定やビジネスセクターの代表をどこにするかの特定は、受権組織がおこなうことを提言している。

特定した調査対象をいくつかのグループに分けると調査し易くなるというコメントの中で、具体的には次のような区分けを例示している。

① 既にシングル ウィンドウを介してサービスを行っている行政当局
② シングル ウィンドウを介さずにサービスを行っている行政当局
③ ビジネスセクターの代表
④ シングル ウィンドウの運用組織および外部からの専門家

受権組織は、必要に応じて第三者機関のサポートを受けることも有効で、例えば、シングルウィンドウを熟知した研究所、教育機関、独立した専門家、アナリスト、コンサルタントなどをその候補に挙げている。

（筆者注：上記の通り「受権組織」が必要であることを謳っているが、各国の事情により、このような組織ができるか否かが明確に言えないことからかもしれないが、実際の質問票等では、一般的な名称である主導省庁（Lead Agency）という言い方を多用している。）

（４）SWAM の作業日程の管理と作業要領

調査の実施に当たっては、合理的な時間軸を設ける必要があるとしており、例えば次のような流れの中で管理することを薦めている。

① 準備期間
② ヒアリングの実施
③ データの整理
④ 報告書の取りまとめ

標準的には１クール３～６か月を目安としている。

制度・法制面、IT システムの技術面、ビジネス面など多面的な調査となるので、これを順次行っては長時間を要することになる。従っていくつかの面を併行して実施するのが望ましいと示唆している。

例えば、それぞれの面をタスクとしてガントチャートに書き込むような要領で進捗状況を可視化し、タスク相互に依存関係があるかないかも明らかにすれば、全体の作業日程の管理がしやすくなり、タスクのどれかで遅れが発生した時も、対応策が打ちやすくなる。

調査は必ずしも対面調査に拘る必要はなく、テーマが適当かつ可能であれば、書面やオンラインでの質問と回答で実施すればよいことに言及している。

評価実施チームに海外の専門家を招聘することにより、海外の情勢に係る情報が得やすくなると同時に、その経験から合理的な調査の実施要領と、より公平な見地からの評価を実現す

ることが出来る可能性もあると推奨している。

（5）SWAM を実施するにあたっての調査対象

調査の具体的な対象は、国ごとに事情の違いがあるので一概には言えず、実施にあたって検討すべき事項ではあるが、一般的に考えられる候補は凡そ次の通りとしている。

① NTFB（National Trade Facilitation Body 国家貿易円滑化組織）[3]の責任者
② 税関　③ その他許認可当局（ライセンス、許可、証明書、他）
④ 歳入関係局　⑤ 国境安全管理局　⑥ 港湾局
⑦ ターミナル オペレーター　⑧ 運送会社（船社、航空会社）⑨クーリエ(海外宅配)
⑩ フォワーダー　⑪ シングル ウィンドウ オペレーター　⑫ IT 関係業者
⑬ 貿易関係者　⑭ ブローカー　⑮ 銀行　⑯ 保険会社
⑰ 自由貿易地区（Free Zone）オペレーター　その他貿易関連業務従事者

（6）参照すべき情報ソース

① 国家計画、ルール (Regulations)、アクションプラン（ロードマップ）その他の法令類
② 貿易円滑化に係るコメント、指示、命令、レポート類。外部専門家からの情報、司法府や管理部局の決定なども含めて参照する。
③ シングル ウィンドウ オペレーター、利用者、関係行政当局との間で交わされている管理運用協定やルール
④ シングル ウィンドウを使用する行政当局の代表者やビジネス側の代表者へのインタビューの結果

上記に限らず、考慮の対象とすべき情報類は何でも参照することが必要としている。

他に労働組合、商工会議所、国際機関、会議やセミナーにおける提言、等々を情報ソースに上げている。

ただし、情報を利用するにあたっては、情報には種類がある[4]ので、それに応じて適切な取扱いが必要であることに留意を求めている。

2-4. SWAM のシングル ウィンドウ全体像に係る評価

SWAM ではシングル ウィンドウに係る調査の仕方について、調査時の事情に合ったものを選択する等の便宜も考慮して、以下の 3 つに区分している。

① シングル ウィンドウが本来保有すべき機能が達成できているかを、UN/CEFACT 勧告 33 号にある、先に 1（1）項で紹介した、定義に続いて記載された「重要な 5 つの要素」に基づいて調査し、システムの凡そのレベルを把握する、迅速を旨とするもの。

[3] UN/CEFACT が勧告 4 号で構築を求めているもので、日本の NTFB として JASTPRO が登録されている。
[4] ①公開情報/非専有情報　②所有権付き情報　③機密情報

② 時々のシングル ウィンドウの現状を分析するにあたって、考えられる「10 の要因」に沿って、どこにどのような問題があるかを整理できるようにした、システムの課題の把握をするための調査を行うもの。
③ シングル ウィンドウを構築した目的に対して、実際どの程度その目的が達成されているかの観点から調査を行うもの。

上記三点を以下に詳説する。

（1）シングル ウィンドウに係る「重要な 5 つの要素 (5 Key Elements)」に沿って自国のシングル ウィンドウを評価する要領

SWAM では、この項目の調査票はおよそ次のようなものとして例示される。
各要素にはスコアを付ける欄があり、Key Element が達成されているかを漠然としたイメージで捉えるのではなく、それぞれを数値に置き換えて評価することで、総合的に自国のシングル ウィンドウの到達度は、4 割程度なのか 7 割程度なのか等の具体的な評価が可能となることを狙ったものである。大掛かりな調査をしなくとも、ある程度客観的なスコアリングが可能であることから、簡便で、時系列的な推移をみる上でも有効と考えられる。

要素	未然	中途	完了
① 貿易および運送に係る官民の関係者が参加していること。	0	0.5	1
② シングル ウィンドウに使用される情報や文書は、内外の関係者間で共用できるように国際標準に準拠した形式であること。	0	0.5	1
③ 利用者が一連の必要業務に係る入力作業をするにあたって、その入力先は多岐にわたらず一つだけ (single entry point) であること。	0	0.5	1
④ 公的手続きについて、シングル ウィンドウを使用して行われるものは政府からその必要要件を正式に満たしていると認知されること。	0	0.5	1
⑤ 一連の業務の中で、文書や情報を構成する個々のデータ要素 (Data Element　注：荷主名、船積日など)は、一度入力されれば繰り返し重複しての入力を要せず、そのデータを必要とする全ての部局で同じデータが使い回されること。	0	0.5	1

因みにスコアの計算は、例えば、完了した要素（スコア 1）が 3、中途（スコア 0.5）が 2 の場合は、1x3+0.5x2=4 となるゆえ到達度は 80%となる。

（2）シングル ウィンドウの現状に関わる要因からの調査

各国のシングル ウィンドウが現在の状態にあるのは、システムとしての機能、法的枠組みなど、置かれている環境に起因するとの考えから、シングル ウィンドウの発展に関係するであろう要因を 10 項目に分析し、標準的な要因がそれぞれの国でどのようなレベルにあるのかという面から評価を進めるというもの。この調査は関係各方面への聞き取り、あるいはアンケートで情報を収集し、専門家も交えて分析を行い、要因毎にどのくらいのレベルにあるのか、例えば　1：非常に低い　2：低い　3：中位　4：中の上　5：高い　といったグレード付けをすることで、総合的にどの程度環境が整備されているかが評価されるという仕組みとなる。

3 が 7 個で 5 が 3 個なら (3x7+5x3)/10=3.6 となる故 5 点満点に対し 72%となる。

これも繰り返し調査により、時系列的な数値の変化を読み取ることが期待される。

① シングル ウィンドウを支援する政府の意志が強いこと。
- 政府および監督官庁は明確にシングル ウィンドウをサポートしているか。
- 政権交代等があった時も継続してシングル ウィンドウに係る戦略、ビジョン、ゴールを維持する体制が出来ているか。
- シングル ウィンドウに係る決定が下せる政府高官が首相あるいは大統領のサポートを受けてプロジェクトを監督する体制にあるか。
- 経済界は、シングル ウィンドウの稼働に、資金的サポートを提供する体制になっているか。

② 主導省庁（Lead Agency）に十分な権限が与えられていること。
- シングル ウィンドウの機能、主導省庁の強い権限は、法律あるいは政令に裏付けられているか。
- シングル ウィンドウに係る種々の決定については、透明性あるいは包摂性(Inclusiveness 多様性を排除しないこと)を確保することも重要で、これを得るために、官民からなる諮問機関を構築することが有効だが、存在しているか。
- ニーズに答えるシステムを維持するためには常に戦略をレビューしていかなければならないが、これが出来るようになっているか。

③ ビジネス側にシングル ウィンドウを積極的に使用する意向があること。
- 主導省庁が開催する会合にビジネスセクターからの積極的な参加が得られているか。
- シングル ウィンドウだけでなく、周辺のデータポータル等についてもビジネスセクターの強い関心のもとに、積極的な参与を得ているか。
- 既存の貿易フォーラムは、貿易コミュニティがシングル ウィンドウに係る疑問、問題、改善に関してコミュニケーションをとるためのプラットフォームとなることがあるが、そのようなプラットフォーム機能を果たしているか。
- シングル ウィンドウを適用し、業務に取り入れる企業が毎年増えているか。

④ 使い勝手やサポート体制が完備されていること。
- オンラインのユーザーガイドが更新され、インストラクションが提供されているか。また、

自己学習ができるようになっているか。

- ヘルプデスクあるいはカスタマーサポートが提供されているか。また、オンラインでの苦情受付、質問ができる体制が整備されているか。
- 貿易情報ポータル（TIP）[5]との統合をしているか。あるいは TIP が未設の場合は、その国の貿易制度、関税、適用される HS コード区分などをシングル ウィンドウの掲示板のようなところに掲載するなどの工夫がなされているか。
- いかに性能の良いシングル ウィンドウでも、活用されなければ意味が無い。
  輸出入申告、LPCO[6]の受発給など規制手続にどの程度シングル ウィンドウが活用されているかの利用率データによる評価。

0%～＜30%	低い
30%～＜50%	中位
50%～＜70%	中上
70%～100%	高い

⑤ 法制あるいは管理体制が整備されていること。

- B to G、G to G 間のデータや文書の電子交換に係るルールは確立しているか。
- 行政当局へのデータ提供が、一回で全て済むような規定になっているか。
- 電子通関、電子商取引、電子決済および運送や物流に関連した電子文書に係る規則、UNCITRAL[7]のルールあるいは然るべき権威団体のルールに則った電子署名の有効性に係る法令が整備されているか。
- 電子文書あるいは電子メッセージが裁判における証拠として認められることに関する法令が整備されているか。
- 国境における行政当局の協力確保のための規則が整備されているか。
- 必要に応じてシングル ウィンドウ運用の財政基盤として官民連携[8]を活用する体制になっているか。
- シングル ウィンドウ利用者への利用条件に係る規定、シングル ウィンドウのコーポレートガバナンスを含む条件が法的枠組みと齟齬が無く、公正なものになっているか。

⑥ 標準化や相互運用性が確保されていること。

- 勧告 1 号[9]、18 号[10]などに沿って利用上の効率化、円滑化が図られているか。

---

[5] Trade Information Portal　UN/CEFACT が 2021 年に発出した勧告 38 号での提案。シングル ウィンドウが一件ごとの貿易取引に係る情報をフローで取扱うのに対して、各国の貿易関連の諸制度や法令、規制などを常設情報源として、WEB 上に、国内および 同国と貿易取引を行う全ての国の関係者に対して公的な情報を提供するためのシステム。通関上のトラブルを縮減し、透明性を改善することで世界の貿易の円滑化に寄与することを目的とするもの。

[6] L=License, P=Permission, C=Certificate, O=Others

[7] 国連国際商取引法委員会（UNCITRAL: United Nations Commission on International Trade Law）国際商取引法の統一と調和を目的として設立された国連機関

[8] Public-Private Partnership 官民連携体制

[9] 貿易文書の項目やレイアウトの標準化に係る勧告（Layout Key for Trade Documents）

[10] 貿易手続に関する簡易化方策（Facilitation Measures related to International Trade Procedures）

- 関係する国際的なデータ交換に係る標準[11]が採用されているか。
- シングル ウィンドウを設計し稼働させる上で、ISO や GS1 などの国際標準に準拠させているか。

⑦ システム運用の財政基盤が強固であること。

- シングル ウィンドウのために、政府、銀行、国際機関、PPP（官民連携）などからの資金調達が可能になっているか。
- ビジネスセクターがプロジェクトの共同出資者になりうる状況にあるか。
- 自己資金での運用が可能なモデルがあるか。

⑧ 情宣活動が十分になされていること。

- シングル ウィンドウの稼働促進のために、イベント、プレゼンテーション、あるいは注目を得るためのキャンペーンなどの広報活動がなされているか。
- 有効なマーケティング戦略が練られているか。
- 進捗状況や課題について、プロジェクト関係者に Update された報告を行うことで、プロジェクトの透明性を高める努力がなされているか。

⑨ 事業の継続性と災害復旧体制が整備されていること。

- 災害や不可抗力の事象が起きた時の、システム復旧のための運用要員の手配など、緊急対応の手順が明らかになっているか。
- システムの継続性とデータ復旧のためのバックアップと再稼働のシステムが整備されているか。
- プライバシー、安全性、法令順守を確実にするためのデータ管理体制が敷かれているか。
- 災害やシステムがダウンした時の復旧手順が明らかになっているか。

⑩ 環境および社会的な持続可能性が確保されていること。

- 全ての貿易関連の事務作業に占める、シングル ウィンドウを使用したペーパーレスの作業の占める割合はどのくらいに達しているか。
- シングル ウィンドウの恩恵により、貿易関係の担当者が行政当局の事務所に物理的に行かずに済む移動距離の短縮で、どの程度温室効果ガスの排出が抑えられたか。
- エネルギー効率の高い電子装置が、シングル ウィンドウにどのくらい使用されているか。
- シングル ウィンドウへのアクセスについて地域差あるいは人口構成の差によって不公平が起きていないか。
- シングル ウィンドウは社会の広範囲に関連性を持つが、その内のどれほど多くの部分からシングル ウィンドウに関与する人材を集められているか。
  シングル ウィンドウを運用するスタッフの受入れについて、実際その出身の多様性はどのように図られているか、その政策の浸透具合はどうか。

[11] WCO Data Model, UN/CEFACT data libraries など

（3）シングル ウィンドウの目的の達成度の調査

この調査では政府やビジネスセクターが、シングル ウィンドウについて、期待通りに稼働していると感じているか否かについてコメントを収集することを提言している。それぞれ根拠となる実数が把握されているケースもあると思われるが、恐らく調査の効率を配慮してか、印象点のような回答でも良いと判断されている模様。数値化については、前述と同様に　1：非常に低い　2：低い　3：中位　4：中の上　5：高い　が適用されるものとされる。

【政府側の期待に対して】

① 貿易に関連した各省庁間の協調や協力が増進したと思われるか。
② 省庁間で、効率的で切れ目のない情報共有ができるようになったか。
③ 貿易関連の情報が電子データで保存され、必要に応じて当該行政当局で共有する体制が出来ているか。
④ シングル ウィンドウのデータをリスク・マネジメントに生かし、現物検査を縮減すること等で通関時間の短縮ができているか。
⑤ 貿易の流れや実績のデータを速やかに分析し、報告書や統計資料の制作が出来るようになったか。
⑥ 手続きの円滑化と書面作業の減少により、歳入徴収が効率化されたか。
⑦ 時宜を得た法的要件と手続き要件の統合により貿易関係者のコンプライアンスを改善できたか。。
⑧ 貿易に関連する行政当局の手続きが相互に協調され、簡易化、自動化されたか。

【ビジネスセクターの期待に対して】

⑨ 必要な情報や文書がシングル ウィンドウを介して提出することが出来るようになったか。
⑩ 情報や文書は速く正確に配布され確認を受けることが出来るようになったか。
⑪ シングル ウィンドウが導入されたことにより、いくつものシステムに繰り返し入力し、申請することによるエラーの可能性が少なくなったと思うか。
⑫ 貨物の通関や引渡しが迅速化されたことは、サプライチェーンのスピードアップに寄与していると思うか。
⑬ シングル ウィンドウの導入により、透明性が高まり、手続の結果に係る予測がしやすくなったことで、官民に亘る汚職の可能性が低くなったと思うか。
⑭ 管理コストは下がったか。
⑮ シングル ウィンドウは、貿易関係者側のコンプライアンス向上と行政当局側の規制要件を明確にすることによる透明性の向上が実現できているか。

2-5. SWAM の制度的枠組みと法的枠組みに係る評価

この調査を行うにあたっては、まず関係があると思われる法令や制度を一表に纏めることから始めることを薦めている。次に調査のために提供される質問に、それらの法令や制度を参照しながらまとめていく作業を行う。その過程において見出された課題や改善策を、質問に対する回答と併せて報告書にまとめ、当該部局に提出してシングル ウィンドウの品質向上につなげるといった段取りが考えられている。

チェックする点は次の通りとなっている。

① シングル ウィンドウのガバナンス構造に問題がないかの診断を行う。

② シングル ウィンドウを開発、稼働させるにあたって規制を受ける複数の法令間に GAP があることにより、開発、稼働が妨げられないように法的枠組みを検証する。
SWAM はシングル ウィンドウの国内利用を中心とした評価であることから、ここでは Cross-border で活用した時に生じる国家間の、当該法令の齟齬は対象としていないと思われる。

③ 運用に係る経費負担の賄い方、ビジネスモデルと、そのための制度的バックアップの整備について確認する。

④ 制度的・法的枠組みの中に、貿易関係者と当該規制当局の間、あるいは規制当局相互において、情報交換の妨げとなるようなバリアが無いか検証する。

⑤ 検出された法的 GAP やバリアに対する提言あるいは提案が出されているか。

上記調査をするためには、多くの法令や規則を検証する必要があるが、国によって法体系が違うので、一概に特定することはできない。その代わりに、SWAM では上記調査において漏れがないように、以下の通り、調査項目をカバーするであろう法令類の特性を取りまとめている。SWAM は既存のシングル ウィンドウに係る評価だけでなく、これからシングル ウィンドウを構築する場面でも参照できるように意図されているので、記述はやや広めになっている。

実施方法（質問票等の案）については 2-7.項（次回掲載）を参照するように提案されている。

a) シングル ウィンドウの稼働や進化のために必要となるプロジェクト ガバナンスに係る規定類
b) 貿易に係る規制制度に係る枠組み
c) （特にこれから開発するケースにおける）シングル ウィンドウ プロジェクトの目標や機能および利害関係者に係る規定類
d) （特にこれから開発するケースにおける）シングル ウィンドウの稼働や運用について、何を目指すかを決めた事項
e) シングル ウィンドウの持続可能な運営を実現するための取り決めなど
f) シングル ウィンドウの目的に対して、バリア―になる可能性のある法令類。（関係行政当局の業務に関連するものなど）
g) シングル ウィンドウの稼働に係るトレーニングや資料など、システムの展開をサポートする戦略やプログラムの類

h) プログラムの進捗やその過程で生じた課題を監視するための稼働管理戦略の構築に係る諸事項

i) コミュニケーション戦略やそのための制作物など。例えば、シングル ウィンドウの利害関係者に向けた印刷あるいは電子媒体での資料類、ワークショップやセミナー

実際に報告書を作成する時の要領についても次のようにガイドしている。

a) アンケートに回答するために必要なことのリストの作成。

b) 選択した法律が改正されているかどうかをチェックし、参照された法律を調査して正確かつ包括的な情報を取得し、その関連性を検証する。

c) アンケートの質問に基づいて収集した資料を関係者に配布。

d) 法令を参照しながらアンケートに記入。

e) 報告書を作成し、SWAM 実施当局に提出する。

経済安全保障における原産地規則の役割 ～ 各論：米国の原産国決定事例 ～

主席研究員　今川　博

前回まで「経済安全保障における原産地規則の役割」として、日米欧の経済安全保障に関連する基本法制の概要を紹介し、報道で目にする時事問題なども貿易実務の観点から取り上げてきました。今回から、米中間の緊張の高まりの中で、現実的な問題として中国の生産拠点の一部をアセアン諸国又はNAFTA の後継貿易協定である米国･メキシコ･カナダ協定(USMCA)の活用を意図したメキシコ･カナダなどの第三国に移転させ、単なる迂回ではない最終製造工程を伴った「第三国製品」の米国への輸出を模索する日系企業の参考となるよう、米国通商法第 301 条の適用に際して適用される原産地規則に焦点を当て、米国判例及び米国税関の事前教示事例の概要を掲載します。可能な限り材料輸出国が中国である事例を取り上げますが、実質的変更の考え方は材料供給国が中国以外であっても同じなので、第三国製造で原産国が材料輸出国から移転した事例と、実際の加工･製造を伴う工程を実施したにもかかわらず原産国が材料輸出国のままであった事例の 2 事例を、前回の「エナジャイザー･バッテリー社 対 合衆国」略式判例で例示された 9 パターンに関連付け、極力簡略化した上で掲載します。こうした事例の集積によって第三国での現地調達方針の策定、サプライチェーンの組換えの必要性判断の一助になれば幸いです。

これらの事例集は、2023 年度 JASTPRO 調査研究報告書「経済安全保障における原産地規則の役割」の各論部分を構成し、欧米の経済安全保障関連法制の改変、新設に係るアップデートを行った場合には総論に統合され、編集･加筆の上、来年 3 月に公開予定です。

事例 1：モーターの原産国は、最終組立国がどこであっても、主要部品であるローターとステーターの原産国（中国）と認定（エッセンス･テストによる判定）

事例 1（N319464、2021 年 5 月 28 日、OT:RR:NC:N2:220)[1] は、電動工具又は芝生･ガーデン用器具に取り付けられるブラシレス直流モーター（BLDC モーター）の部品製造と最終組立を異なる国で行った場合の原産国及び通商法第 301 条の適用の可否について米国税関の事前教示を求めたものです。

モーター生産における主要工程

申請者によると、モーター生産における主要工程は次の 4 工程とされます。

①　ローターとステーターを積層してローターコアとステーターコアを製造するプレス工程

ローターとステーターコアの積層は、スリットされた磁性スチールコイルからプレスされ、インターロックされ、積層されて、ローターとステーターコアが製造される。

②　ローター組立工程

ローターコアが製造されると、シャフトが挿入され、磁石が適用され、サブアセンブリーが接着・

[1] 米国税関の事前教示検索ウェブサイト「CROSS: Customs Rulings Online Search System」(https://rulings.cbp.gov/home) における文書番号、日付などの参照番号

硬化された後、磁化され、シャフトに機械的に押し付けられる 2 つの軸受筒（bushing）を受ける。ローターコアはバランス調整され、冷却ブレードとベアリングがシャフトに押し付けられ、ローター・サブアッセンブリーが完成する。

③　ステーター組立工程

同様に、ステーターコアが製造された後、2 枚のプラスチックプレートがステーターコアの両側に組み付けられ、ワイヤーが巻かれる。ステーターコアはワニスに浸され、硬化され、ホール効果ボードがはんだ付けされ、巻かれたスタックがハウジング内に配置され、ステーター・サブアッセンブリーが製造される。

④　BLDC モーターの最終組立工程

ローターとステーターのサブアッセンブリーが完成した後、ベアリングが所定の位置に圧着され、着磁されたローター・サブアッセンブリー、ステーター・サブアッセンブリー、フロントプレートがサーボプレスによって結合され、BLDC モーターが完成する。

原産地表示及び通商法第 301 条の貿易救済措置の適用のための原産国決定方法

原産地表示

原産地表示に関する改正 1930 年関税法第 304 条（19U.S.C.1304）は、例外とされない限り、米国に輸入される外国原産のすべての物品（又はその容器）には、その物品の性質が許す限り、見やすく、消えないように、かつ恒久的に、米国内の最終的な購入者にその物品の原産国の英語名を示すように、目立つ場所に表示しなければならないと規定している。

「原産国」は、連邦規則集第 134.1 条 (b) において「米国に輸入される外国原産の物品の製造、生産又は生育の国」と定義されている。他国において製品に加えられる更なる作業又は材料は、当該他国が本編でいう「原産国」であるためには、これらの作業又は材料が**実質的な変更**をもたらすものでなければならない。ただし、カナダ及びメキシコから輸入される物品に対しては、NAFTA マーキング規則が適用される。

通商法第 301 条

通商法第 301 条に基づく貿易救済措置の適用を目的とした原産国の決定には、**実質的変更**の有無を判断する分析方法が適用される。実質的な変更が生じるか否かを判断するためのテストは、加工前に物品が有していたものとは異なる、新たな名称、特性又は用途を有する物品が加工から出現するか否かである（Texas Instruments Inc. v. United States, 69 C.C.P.A. 151 (1982) 参照)。実質的変更の有無を判断するため、米国税関は状況を総合的に考慮し、ケースバイケースで判断する（National Hand Tool Corp. v. United States, 16 C.I.T. 308 (1992), aff'd, 989 F.2d 1201 (Fed. Cir. 1993) 参照)。米国税関は、新たな、材料と異なる物品とは、商業上の呼称又は同一性、基本的性格、又は商業的用途に変更がある物品と解釈している。

部品製造工程までをベトナム/台湾、最終組立工程を中国で行う事例

①～③までの工程をベトナム/台湾で行った後、これらの部品は中国に送られ、シャフトの追加、ワイヤーの巻き付け、磁化など、さらに加工が施され、組み立てられた後、輸出用にテストされ、梱

包される。米国税関の見解は、ローターとステーターはモーターの主要部品であり、ベトナム/台湾原産のローターコアに対する中国でのシャフト、ベアリングの追加、磁石の接着はローターコアへの実質的変更に当らない。また、ベトナム/台湾原産のステーターコアに対する中国でのプラスチック板の追加、ワイヤーによる巻線、ホール効果ボードの追加は、実質的変更を構成しない。したがって、中国で行われる最終組立工程は、ベトナム/台湾原産の主要部品への実質的な変更をもたらさず、本体対象物品であるモーターの原産国及び表示されるべき原産地は、ベトナム/台湾と認められる。以上のことから、BLDC モーターは、米国に輸入された時点で、通商法第 301 条（改正）に基づき中国製品に適用される追加関税の対象とはならない。

部品製造工程までを中国、最終組立工程をメキシコで行う事例

①～③までの工程を中国で行った後、これらの部品はメキシコに送られ、シャフトの追加、ワイヤーの巻き付け、磁化など、さらに加工が施され、組み立てられた後、輸出用にテストされ、梱包される。

NAFTA マーキング規則上の原産地

米国に輸入される物品の直近の最終組立工程がメキシコで行われる場合、当該物品に対する原産国表示の決定に際しては、連邦規則集第 19 編第 102 条（同第 102.19 条を除く）に定める NAFTA マーキング規則が適用される。同第 102.11 条は、同第 102.21 条の規定の対象となる繊維製品を除き、原産地表示目的の物品の原産国を決定するために段階的に適用されるべき諸要件を規定している(連邦規則集第 19 編第 102.11 条参照)。

連邦規則第 19 編第 102.11 条(a)(1) 及び同第 102.11 条(a)(2) は、本事例対象物品であるモーターが完全に得られ又は生産されたものでも、「国内」の材料のみから生産されたものでもないため、本件に示された要件を満たさない。したがって、同第 102.11 条(a)(3) が適用される。「外国産の材料」とは、同第 102.1 条(e) において「本規則に基づき決定される原産国が、その物品の生産国と同一国ではない材料」と定義される。米国関税率表 第 85.01 項の完成品に適用される同第 102.20 条の関税分類変更要件は、「第 85.01 項の物品への他の項の物品からの変更」である。

本事例における外国産の材料は、ローターコア及びステーターコア、シャフト、ベアリングその他の部品・コンポーネンツであり、それらすべては中国から輸入されたことが確認され、モーターを構成するコンポーネンツは米国関税率表の第 85.01 項以外の項に分類されることから、連邦規則第 19 編第 102.11 条(a)(3) の関税分類変更要件は満たされる。したがって、本事例対象物品である BLDC モーターの表示されるべき原産地は、メキシコと認められる。

通商法第 301 条に基づく貿易救済措置の適用を目的とした原産国（エッセンス･テストによる判定）

本事例における通商法第 301 条の貿易救済措置の適用可能性に関する米国税関の見解は、中国で行われるプレス加工及びスタンピング加工により、中国原産のローターコア及びステーターコアが製造されたと認定する。前述のとおり、ローターとステーターはモーターの主要部品であり、中国原産のローターコア及びステーターコアに対するメキシコでの加工は、これらの部品を実質的に変更するとは認められない。したがって、(筆者追加：*原産地表示がメキシコ原産と認定されたとしても*) メキシ

コで行われる組立工程は、中国原産部品を実質的に変更せず、本事例対象物品である BLDC モーターは、米国に輸入される時点で、通商法第 301 条に基づき中国原産の製品に適用される追加関税の対象となる。

事例２：中国原産のプラスチック部品ほかをメキシコで組み立てた鉄鋼製のクランプ（締め具）の原産国は、最終組立国であるメキシコと認定（総合判断・組立て）

事例２（N326725、2022 年 7 月 14 日、MAR-2:OT:RR:NC:N1:113）は、① 中国原産のプラスチック製エンドクリップ、スチール製／プラスチック製ハンドル、プラスチック製レール保護クリップ、② 米国又はイタリア原産の鋼材（メキシコでレールに加工される）、③ ドイツ製の亜鉛製スライド式ジョー・アッセンブリー、④ カンボジア原産のスチール製／プラスチック製固定式ジョーがメキシコに輸入され、加工及び組立後に、「K-ボディ・クランプ」として米国に輸入される場合の原産国認定及び通商法第 301 条の適用の有無について、米国税関の事前教示を求めたもの。なお、原産地表示要件適用のための NAFTA マーキング規則の適用については、事例 1 とも重複するため省略する。

鉄鋼製クランプに係る米国税関の実質的変更判断（総合判断・組立工程による判断）

本件 K-ボディ・クランプに対する通商法第 301 条に基づく貿易救済措置の適用可能性に関して、米国税関は、同法第 301 条関連の原産国決定には実質的変更の分析方法に依拠しているとしている。裁判所は、加工される前に物品が有していた名称、特性又は用途と異なる、新たな名称、特性又は用途を有する物品が加工によって出現する場合に、実質的変更が生じると判断している（United States v. Gibson-Thomsen Co., Inc., 27 CCPA 267, C.A.D. 98 (1940); National Hand Tool Corp. v. United States, 16 CIT 308 (1992), affd, 989 F. 2d 1201 (Fed. Cir. 1993); Anheuser Busch Brewing Association v. The United States, 207 U.S. 556 (1908) and Uniroyal Inc. v. United States, 542 F. Supp. 1026 (1982)を参照)。

しかしながら、製造又は組合せ工程が、成形品の同一性をそのまま残すような軽微なものに過ぎない場合、実質的変更は生じることはなく（Uniroyal, Inc. v. United States, 3 CIT 220, 542 F. Supp. 1026, 1029 (1982), aff'd, 702 F.2d 1022 (Fed. Cir. 1983)（Uniroyal）参照)、実質的変更の判断は証拠の全体を勘案して行われる（Ferrostaal Metals Corp. v. United States, 11 CIT 470, 478, 664 F. Supp. 535, 541 (1987) 参照)。

提供された情報によれば、中国、ドイツ、カンボジア、米国でそれぞれ生産された部品はメキシコに輸出され、そこで「K-ボディ・クランプ」と特定される新製品が製造される。したがって、メキシコにおける通商法第 301 条に基づく貿易救済措置の適用可能性に関して、米国税関は、上記の製造及び組立作業は、個々の構成部品を、名称、特性及び用途が変更された新たな異なる商業製品に実質的に変更させるものであり、メキシコで行われる製造及び組立工程は、非メキシコ製の構成部品の実質的な変更をもたらすため、K-ボディ・クランプはメキシコ産の製品であると判断した。そのため、K-ボディ・クランプが米国に輸入される場合、通商法第 301 条に基づく追加関税の対象とはならない。

国連 CEFACT プロジェクト紹介：
Critical Minerals Traceability and Sustainability

専門調査員　何 スカーレット

今年の 4 月、国連 CEFACT では繊維と皮革に続けて、Critical Raw Materials（重要な原材料、以下 CRM）向けのトレーサビリティプロジェクトを新しく立ち上げました。CRM に含まれる原材料は幅広い分野の産業で使用されており、持続可能で安定した供給が望まれていることが背景です。

なお、本号の編集・発行のタイミング（10 月上旬）でタイ・バンコクにおいて第 41 回国連 CEFACT フォーラムが開催されています。CRM プロジェクトについても初日にプロジェクト概論説明、2 日目にアジア・サプライチェーン中流関係者を中心とした会議の 2 セッションが予定されています。今回、筆者は両セッションに出席し、次号にて本プロジェクトに関する最新の情報をお届けいたします。そこで今回は、次号報告に向けた予告編として CRM そのプロジェクト概要をご紹介します。

CRM とは

CRM とは、欧州連合（EU）が制定した、EU における経済戦略面で重要かつ不可欠とされる原材料のことです。例えば、ヒ素や銅、原料炭、リン、ヘリウム、ニッケル、コバルト、リチウムなどが CRM として扱われます。これらの原材料は、自動車や電気通信、防衛、宇宙探査、航空イメージング、スチールといった EU の巨大セクターや政府機関にとって大いに活用されています。また、コンパクトで高機能なスマートフォンの製造など、技術によるクオリティ・オブ・ライフの向上には CRM の利用が欠かせません。他にも、CRM は太陽光発電パネルや風力タービンのような再生可能エネルギーシステムの素材としても重要な役割を担っています[1]。

ある原材料が CRM であるかどうかを判断するためには、EU にとって重要であるということ以外にもう一つ条件があります。それは、EU 域内での生産が少なく、輸入依存度が高いこと、また資源が個別の国に集中していることから生じる供給面でのリスクが存在することです[2]。代表的なものとして、レアアース（REE）と呼ばれる希土類元素があります。レアアースはモーターやカップリング（回転機械の軸同士を連結して動力を伝達する機械部品）、センサーなどにも広く使用されていますが、90%を超えるレアアースが中国で生産されています[3]。

この二つの条件を満たす CRM であるコバルトを例として詳しく見てみましょう[4]。コバルトは比較的豊富な金属元素で、天然に存在する他の鉱物と結びついて発見されるケースがほとんどを占めます。ここで一点注意したいこととして、CRM は EU が重要とする「希少金属」のことであるという誤解が

---

[1] European Commission (n.d.). Critical raw materials. https://single-market-economy.ec.europa.eu/sectors/raw-materials/areas-specific-interest/critical-raw-materials_en; CRM Alliance (n.d.). What are Critical Raw Materials? https://www.crmalliance.eu/critical-raw-materials
[2] CRM Alliance (n.d.). What are Critical Raw Materials? https://www.crmalliance.eu/critical-raw-materials
[3] CRM Alliance (n.d.). Heavy Rare Earths. https://www.crmalliance.eu/hrees
[4] CRM Alliance (n.d.). Cobalt. https://www.crmalliance.eu/cobalt

あります。CRM は希少さではなく、EU に対する供給網（サプライチェーン）における不安定要素の有無がポイントとなります。コバルトの場合、埋蔵量の 50%が中部アフリカ、24%がオーストララシア地域、10%がアメリカ州、3%がロシア、13%がその他の地域で構成されます。EU にとって安定した供給網とは断言できないでしょう。そして、コバルトは以下のような唯一無二の特性により、多くの用途で活用されています。例えば冶金学的用途としてコバルトは高温強度と耐食性に優れており、燃焼性の向上と燃料消費量削減のためにジェットエンジンや発電タービンで使われています。化学用途としては、電気自動車やハイブリッドカー向けおよび携帯型電子機器の充電式バッテリー、「コバルトブルー」として有名な色の顔料、半導体やその他電子部品の製造まで幅広く活用されています。

国連 CEFACT のプロジェクトの概要と今後のイベント

国連 CEFACT の CRM プロジェクトは 2023 年 5 月の第 40 回国連 CEFACT フォーラムにおいてオーストラリアのメンバーにより提案され、プロジェクトが立ち上がりました。CRM サプライチェーンのレジリエンスとサステナビリティを向上させ[5]、またグリーンウォッシングを撲滅する[6]ことが目標です。これらを達成するには、大きな規模でのトレーサビリティおよび透明性のデジタル化が必要で、さらに①相互運用性の促進と②調和、という 2 つの課題があります。

まず、相互運用性、つまり「共通の仕様やデータ形式、伝送手順などに対応しており、互いに相手にデータを伝達したり、機能を呼び出して使用したりできること」[7]を促進するという面では、すでにサプライチェーンのトレーサビリティプラットフォームが数多く存在しており、エンド・ツー・エンドのトレーサビリティはプラットフォーム間での標準に基づいた相互運用性に依存しています。したがって、新たなプラットフォームを構築するよりも相互運用性の標準と実装テストサービスを定義し、サプライチェーン関係者がそれに準拠するいずれのプラットフォームであっても使えるようにすることが重要と言えます。

また、ESG 標準と関連基準、新たな規制基準も数多く存在しており、サプライチェーン関係者は国内のサステナビリティ施策がどのように輸出市場の標準または規制標準に対応するかを理解しなければなりません。そこで、このプロジェクトは新しい基準そのものを定義することではなく、ESG 標準同士をつなげやすくするための取組みに焦点を当てています。

具体的な成果物としては、CRM に特化したパイロット報告と UNECE 勧告、汎用的な法務ツールキットや UNECE 勧告などが予想されています。プロジェクトの対象となるバリューチェーンはバッテリーに関連するリチウム、コバルト、銅、ニッケル、その他 REE 類元素と、エネルギー源としての EV 用バッテリーや太陽光発電パネルなどです。パイロットはオーストラリアのリチウムとコンゴ民主共和国のコバルト、カナダの銅を対象として行われる予定です[8]。

---

[5] Nancy Norris, (2023, June). UN/CEFACT Project Introductory Meeting. In *UN/CEFACT – Call for Participation – Critical Raw Material Supply Chain Traceability Project*.

[6] Steve Capell, (2023, June). UN/CEFACT Project kick-off. In *UN/CEFACT – Call for Participation – Critical Raw Material Supply Chain Traceability Project*.

[7] IT 用語辞典。「インターオペラビリティ 【interoperability】 相互運用性 / 相互接続性」。https://e-words.jp/w/インターオペラビリティ.html（2023 年 9 月 29 日閲覧）

[8] Steve Capell, (2023, July). UN/CEFACT Contributors Meeting #2 – Critical Raw Material Supply Chain Traceability & Sustainability. In *UN/CEFACT Contributors Meeting #2*.

国連 CEFACT からのお知らせ

27 September 2023:

The UN/CEFACT secretariat is pleased to announce that the UN/EDIFACT directories version D.23A has been validated by the Validation Focal Point and officially published. It is now available for browsing in the UN/EDIFACT section of the UN/CEFACT website and can be downloaded from the UN/EDIFACT Directories.

UN/CEFACT 事務局は、UN/EDIFACT ディレクトリバージョン D.23A が Validation Focal Point による確認を完了し、正式に発行したことをお知らせします。ディレクトリは、UN/CEFACT サイトの UN/EDIFACT セクションでオンライン閲覧できるほか、UN/EDIFACT Directories ページにてダウンロード可能です。

19 September 2023:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project "Business Requirements Specification for Digital Product Conformity Certificate Exchange". The purpose of this project is to define a functional architecture, capable of operating across different stages of product supply, that would enable digital access to valid and current product conformity attestations containing linkages to substantiating data. The project will identify and define the business scenarios and transactions involved in accessing product conformity attestations, as well as relevant operational and legal aspects necessary to enable process mapping. This project will help to ensure UN/CEFACT standards can be integrated into emerging digital product conformity systems. The strength and integrity of product conformity systems has significant implications for digital trade. This project complements existing UN/CEFACT standards and recommendations by addressing constraints relating to the paperless movement of goods reliant on underpinning attestations of product conformity. At the same time, this work will benefit the development of other UN/CEFACT standards involving exchange of data regarding product attributes and will support efforts of governments implementing digitised trade facilitation solutions via eDATA Verifiable Credentials for Cross Border Trade. If you would like more information, please contact the project lead: Brett Hyland.

国連 CEFACT は、「デジタル製品適合性証明書交換のための業務要件仕様」プロジェクトの参加者募集を開始します。このプロジェクトの目的は、製品供給の様々な段階にわたって運用可能な機能構造を定義することによって、実証データへの連携を含めた有効且つ最新の製品適合性証明へのデジタルアクセスを可能にすることです。このプロジェクトは製品適合性証明書へのアクセスに関わる業務シナリオとトランザクションや、プロセスマッピングを可能とするために必要な関連運営と法的側面を特定して、定義します。このプロジェクトは、新興のデジタル製品適合システムを国連 CEFACT 標準に準拠させるための一助となる。製品適合性システムの強度と完全性はデジタル貿易に重大な意味をもつ。このプロジェクトは、製品適合性の裏付けとなる証明に依存する商品のペーパーレス移動に関する制約に取り組むことにより、現存する国連 CEFACT 標準と勧告を補完します。それと同時

に、この作業は製品属性に関するデータ交換と関わる国連 CEFACT 標準の開発にも役立ち、国境を越えた貿易のための電子検証可能な証明書により、デジタル化による貿易円滑化ソリューションを実施する各国政府を支援します。より詳細な情報をご希望の方は、プロジェクトリーダーの Brett Hyland 氏までご連絡ください。

19 September 2023:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project "Check IBAN Open Finance Use Case". The purpose of this project is to develop an information exchange standard for the Check IBAN open finance use case, to enhance cybersecurity and fraud detection measures within electronic business and international trade by immediately verifying the correct association between a given IBAN code and a certain Tax Code/VAT number. The project will benefit businesses and Public Administrations speeding up administrative procedures within the International Supply Chain. If you would like more information, please contact the project lead: Fabio Sorrentino.

国連 CEFACT は、「チェック IBAN※オープンファイナンスユースケース」プロジェクトの参加者募集を開始します。このプロジェクトの目的は、チェック IBAN オープンファイナンスユースケースのための情報交換標準を開発し、所定の IBAN コードと特定の税金コード・VAT 番号との間の正しい関連性を即時に検証することによって、電子ビジネスと国際貿易におけるサイバーセキュリティと不正検出対策を強化することです。このプロジェクトは国際サプライチェーン内の行政手続きの迅速化によりビジネスと行政に利益をもたらします。より詳細な情報をご希望の方は、プロジェクトリーダーの Fabio Sorrentino 氏までご連絡ください。

※IBAN（International Bank Account Number）は、銀行が国際送金を正しく行うために使われる国際標準であり、所在国や銀行名、支店名、口座番号を特定する最大 34 桁のコードのこと。

19 September 2023:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project "Guidelines on establishing Regional Single Window". The primary aim of the project is to provide a Comprehensive Guide that effectively supports Trade Facilitation Initiatives within the Single Window framework, specifically addressing the new challenges that arise with the establishment of a Regional Single Window. If you would like more information, please contact the project leads: Alejandro Rinaldi and Neelima Pamulapati.

国連 CEFACT は、「地域シングルウィンドウの設立のためのガイドライン」プロジェクトの参加者募集を開始します。このプロジェクトの主な目的は、シングルウィンドウ枠組みにおける貿易円滑化イニシアチブを効果的に支援する、特に地域シングルウィンドウの設立に伴う新しい課題に対処する包括的なガイドを提供することです。より詳細な情報をご希望の方は、プロジェクトリーダーの Alejandro Rinaldi 氏と Neelima Pamulapati 氏までご連絡ください。

編　集　後　記

今回の第41回国連CEFACTフォーラムには私も参加しており、この編集後記はフォーラム会場であるバンコクの国際連合ビルでアメリカンを飲みながら書いています。当協会に入職以来、コロナ禍の影響もありフォーラムへはオンラインで参加していたため、現地での参加は初めてです。実際に国連の施設に入って、各分野の専門家と対面でお会いすることはとても新鮮で刺激的な経験でした。初日の会議がすべて終わったあと、専門家たちと交流する好機であるカクテルレセプションが開催されましたが、最初は何を話せばいいかわからず、また私が（自称）照れ屋でもあったため、経験豊かな専門家たちに話しかけられず黙々と炭酸飲料片手にケーキを食べていました。そんな自分の内向的な性格が悔しくて心の中で自分のシャツの襟を掴んで「しっかりしろやー！」と叫びたいところでした。幸いなことに、次の日は国連CEFACTの副議長であるIan Watt氏が世話をしてくださり、彼と他の専門家たちの会話に私も交ざることができました。

Ian氏とは、今年3月台湾で開催したAFACT国際フォーラムでもお会いしていました。オーストラリア人であるIan氏は20年を超えるCEFACTへの参加経験に基づいた貿易電子化に関する見解からオーストラリアでの充実した日常生活まで、幅広くお話をしてくれました。ただ残念なことに、私にCEFACTへの扉を開いてくれたIan氏が副議長を勤めるのは今期で最後になります。AFACTのイベントではまた会えるはずですが、寂しく感じます。Ian氏への感謝の気持ちを込めて、CEFACTの道を歩みたいと思います。その第一歩として、次号では私も執筆陣に加わり、本フォーラムの報告をお届けする予定です。

どうぞ楽しみにお待ちください。（S）

—知的財産権について—
本誌の全てのテキスト、イメージ、データ、情報及びその他の著作物（以下、これら全てをコンテンツといいます）に関する知的財産権（著作権、商標権等の全ての権利を指します。以下、知的財産権といいます）は、JASTPROあるいは表示された所有者の財産であり、知的財産権に関する法律等により保護されています。

—引用について—
関連する法律に従って、本誌が意図した目的の範囲内に限り、本調査研究報告書のコンテンツを引用できます。ただし、引用の際、以下の要件をお守りいただくようお願いいたします。
1. 出典を明記すること
2. 引用部分とオリジナル部分を明確に区別すること
3. 原文通りに引用すること

引用後、下記メール宛にて当協会へご連絡頂ければ幸いです。
soumu-kikaku@jastpro.or.jp

本誌に掲載の各論文は、執筆者の個人的見解であり、当協会の見解を必ずしも代表するものではありません。

JASTPRO 第49巻 第7号 通巻第533号

2023年10月30日発行23-07

[発 行 所] 一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
キューアス八丁堀第二ビル4階

[電　話] 03-3555-6031（代）

[編 集 人] 秋 田 潤

禁無断転載